

小田原市公告第196号

小田原市市民ホール整備事業CM業務を行うにあたり、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成29年12月14日

小田原市長 加藤 憲一

1 発注者

(1) 発注者 小田原市

(2) 事務局 小田原市文化部文化政策課市民ホール整備係
住 所 〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300
電 話 0465-33-1702 FAX 0465-33-1526
Eメール hall-construction@city.odawara.kanagawa.jp
窓口対応時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、祝日
及び平成29年12月29日(金)から平成30年1月3日(水)までを除く。)(正午から午後1時までを除く。)

2 事業概要

(1) 事業名

小田原市市民ホール整備事業CM業務

(CMはコンストラクション・マネジメントの略)

(2) 事業場所

小田原市本町一丁目138番6ほか

(3) 事業内容

ア 基本設計・実施設計CM業務

イ 工事施工CM業務

ウ 実施設計積算

エ 小田原市市民ホール整備推進委員会の運営補助

オ 本業務において、企画提案を求めるテーマは以下に示す事項とする。

小田原市において、市民ホール整備事業を総事業費内で収め、想定するスケジュールで完成するための着眼点や方針について

(4) 履行期間

契約の翌日から平成33年3月31日までを予定している。

(5) 予算額

7,000万円(消費税及び地方消費税を含む。)

揭示期限：平成29年12月28日

3 スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------------------------|
| (1) 参加募集(公告) | 平成29年12月14日(木)から
平成29年12月28日(木)まで |
| (2) 質問書の提出期限 | 平成30年 1月 5日(金)午後3時まで |
| (3) 質問書に対する回答予定 | 平成30年 1月10日(水) |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 平成30年 1月12日(金)午後3時まで |
| (5) 選定通知 | 平成30年 1月16日(火) |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 平成30年 1月19日(金)午後3時まで |
| (7) ヒアリング審査 | 平成30年 1月24日(水) |
| (8) 特定・非特定通知予定 | 平成30年 1月26日(金) |

4 提案書の提出者に要求される資格要件

- (1) 本市での競争入札参加資格(建設コンサルタント「建築設計」の登録)を有すること。
- (2) 次に示される同種又は類似業務について、平成19年度以後平成28年度末までに完了した「国、特殊法人又は地方公共団体等」から受注した業務において1件以上の実績を有していること。
- ・同種業務：ホール整備におけるCM業務
 - ・類似業務：建築物で延べ床面積5,000㎡以上のCM業務
- (3) 予定管理技術者は、次の条件を満たすこと。
- ア 次のいずれかの資格を有する者
- (ア) CCMJの資格を有する者又は建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する1級建築士である者
 - (イ) 技術士(建設部門)の資格を有し、技術士法(昭和58年法律第25号)による登録を行っている者
- イ 次の実績を有する者
- (ア) 平成19年度以後平成28年度末までに完了した国、特殊法人又は地方公共団体等から受注した業務において以下に記載する同種又は類似業務の実績を1件以上有する者。
 - ・同種業務：ホール整備におけるCM業務
 - ・類似業務：建築物で延べ床面積5,000㎡以上のCM業務
- ウ 平成29年12月13日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知(予定を含む。)を受けているが未契約のものを含む。)が4億円未満かつ10件未満である者。
- なお、手持ち業務とは、国、特殊法人又は地方公共団体等から受注した契約金額500万円以上の業務のことをいう。

5 企画提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の評価項目、判断基準及び評価のウエイトは、次のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
	区分	判断基準	
参加表明者（企業）の経験	資格要件	技術部門 (様式5) 当該業務に関する部門（建築設計）の建設コンサルタント登録がある機関 上記以外	10 選定しない
	業務経験	業務実績 (様式4) 平成19年度以降平成28年度末までに完了した同種・類似業務実績を下記のとおり評価する。 ・同種業務の実績がある（1件10ポイント） ・類似業務の実績がある（1件5ポイント） ・上記以外 選定しない なお、記載する業務は、2件までとする。	20
予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格 (様式2) 以下の項目で評価する。 CCMJの資格を有する者又は建築士法第2条に規定する1級建築士である者 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者 上記以外 なお、当該資格を保有していることを証明する書類を添付すること。	30 15 選定しない
	業務経験	業務実績 (様式2)(様式3) 平成19年度以降平成28年度末までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記のとおり評価する。 ・同種業務の実績を有する者。（1件10ポイント） ・類似業務の実績を有する者。（1件5ポイント） ・上記以外 選定しない なお、記載する業務は、2件までとし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき、1枚以内に記載する。	20

	専任性	手持ち業務量	(様式2) 手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知(予定を含む。)を受けているが未契約のものを含む。)が4億円以上又は件数が10件以上である者は、選定しない。	数値化しない
体制 業務実施	の 妥当性	業務実施体制	(様式6) 業務の分担について記載する。 なお、業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合は、選定しない。	数値化しない

6 参加表明書の留意事項

(1) 作成方法

- ア 配布された様式(様式1～様式6)を基に作成を行うものとし、文字サイズは10ポイント以上、印刷は白黒とすること。
- イ 提出部数は10部とすること。

(2) 関連資料

- ア その業務を担当したこと及び業務内容が同種・類似に当たることを証する契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写しを提出すること。
- イ 配置予定者の保有資格を証明する書類(資格証の写し等)を添付すること。

(3) 参加表明書の提出の期限、場所及び方法

- ア 期 限 平成30年1月12日(金)午後3時まで
- イ 場 所 1(2)記載の事務局とする。
- ウ 方 法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて提出すること。

(4) 選定・非選定通知

- ア 参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから企画提案書の提出者として選定する。選定者数は、3者程度とするが、僅差の場合はこの限りでない。
- イ 企画提案書の提出者として選定した者にはその旨を、選定されなかった者には、選定されなかった旨とその理由を通知する。
- ウ 非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(書式は自由)の持参又は郵送(書留郵便に限る。)により、説明を求めることができる。回答は、書面により行う。

7 企画提案書を特定するための基準

企画提案書の評価項目、判断基準及び評価のウエイトは、次のとおりとする。なお、評価項目「実施方針・実施フロー・工程計画その他」及び「特定テーマに関する企画提案」は、ヒアリングを通じた評価を反映し、評価する。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
	区分	判断基準	
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格 (様式2) 以下の項目で評価する。 CCMJの資格を有する者又は建築士法第2条に規定する1級建築士である者 技術士(建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者	105
	業務経験	業務実績 (様式2)(様式3) 平成19年度以降平成28年度末までに完了した同種・類似業務実績を下記のとおり評価する。 同種業務の実績がある(1件10ポイント) 類似業務の実績がある(1件5ポイント) なお、記載する業務は、2件までとする。	20
実施方針・実施フロー・工程計画 その他 (様式15)	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
	工程計画	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
	その他	有益な代替案又は重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	5
	なお、業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。		数値化しない
6 特定テーマに対する企画提案(様式1)	的確性	<ul style="list-style-type: none"> 現在の社会経済情勢等との整合性が高い場合に優位に評価する。 必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。 業務の的確性に著しく欠ける場合は、特定しない。 	25
	実現性	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績の明示がある場合に優位に評価する。 提案内容を実現する実施体制が十分である場合に優位に評価する。 業務の実現性に著しく欠ける場合は、特定しない。 	20

参考見積	参考見積の妥当性	提案した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には、特定しない。	数値化しない
合計			100

8 企画提案書の留意事項

(1) 基本事項

ア 企画提案書の無効

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めたものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

イ 業務の実施方針等

業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他の記載にあたっては、A4判1枚以内で簡潔に記載すること。

ウ 特定テーマ

2(3)に示した内容に対する取組方法を具体的にA4判1枚に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典が明示できる図表、既往成果、現地写真等を用いることに支障がないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

エ 参考見積

業務規模を確認するため、参考見積を添付すること。様式は、任意とする。

(2) 作成方法

配布された様式(様式7～様式9)を基に作成を行うものとし、文字サイズは10ポイント以上とする。電子メールで提出する場合は、「Adobe Reader X」によりファイルの閲覧が可能な形式とし、ファイルの容量は極力1メガバイト以内とすること。なお、提出された企画提案書の印刷は白黒で行う。

(3) 企画提案書その他の提出物の提出の期限、場所及び方法

ア 期 限 平成30年1月19日(金)午後3時まで

イ 場 所 1(2)記載の事務局とする。

ウ 方 法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は10部、FAX又は電子メールの場合は1部を提出すること。(FAX又は電子メールの場合には着信を確認すること。)

(4) ヒアリング

ア 場 所 小田原市役所

イ 実 施 日 平成30年1月24日(水)

ウ 開始時間 後日連絡する。

エ 出 席 者 配置予定管理技術者

- オ その他 ・ヒアリングは、7の評価項目について質疑応答を行う。
- ・ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は、認めない。

(5) 特定・非特定通知

- ア 企画提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。企画提案書を特定された者にはその旨を、特定されなかった者には、特定されなかった旨とその理由を通知する。
- イ 非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面(書式は自由)の持参又な郵送(書留郵便に限る。)により非特定理由について説明を求めることができる。回答は、書面により行う。

9 小田原市市民ホール整備事業CM業務事業者選定プロポーザル実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 参加表明書及び企画提案書に係る質問の受付期間

平成29年12月14日(木)から平成30年1月5日(金)午後3時まで

(2) 場 所 1(2)記載の事務局とする。

(3) 提出方法 質問は、文書(書式は自由、A4判)にて提出すること。ただし、FAX、電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。

(4) 回答方法 別に定める回答期限までに電子メールにより行う。

10 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び企画提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出できないものとする。

(3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(4) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。

(5) 提出された参加表明書は、返却しない。なお、提出された参加表明書は、企画提案書の特定以外の目的に無断で使用しない。

(6) 特定された企画提案書は、小田原市情報公開条例(平成14年小田原市条例第32号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や、競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7) 提出期限後における参加表明書、企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は、認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であると発注

者の了解を得なければならない。

- (8) 特定された企画提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。
- (9) 企画提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について、提案を求めることがある。
- (10) 本プロポーザルの参加に必要な書類は、市のホームページからダウンロードすることを原則とし、本プロポーザルが終了するまで掲載するものとする。なお、希望する応募者には次のとおり配布する。

ア 配布日時

平成29年12月14日(木)から平成30年1月11日(木)まで(土曜日、日曜日、祝日及び平成29年12月29日(金)から平成30年1月3日(水)までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。))

イ 配布場所

- 1(2) 記載の事務局